

(検査地点の詳細)

高田系

(浄水)	6 地点	第1浄水場第2浄水場	第1配水系 第4配水系 第4配水系 第2配水系 大村第1配水系 徳久保配水系	工河
(原水)	15地点	第1浄水場	第 1 水源 第 2 水源 第 3 水源 第 4 水源 第 12 水源 第 13 水源 第 14 水源	浅浅浅浅深深深
		第2浄水場	第 5 水源 第 6 水源 第 7 水源 第 9 水源 第 10 水源 第 11 水源 大村第 1 水源 徳 久保水源	深深深深深深深

業団地方面

「内方面

井戸水

計戸水 ・・・ (休止中のため検査対象外)

井戸水

井戸水

詳戸水

詳戸水

詳戸水

詳戸水

₩戸水

₩戸水

洋井戸水

₩戸水

詳戸水

针戸水(予備水源)

针戸水(予備水源)

採水地点 第1浄水場 第1配水系 市民グランド横 給水栓水

		項目内容	AND THE	# + 标 告	甘源伝		年度別	最大値	
基準	Νο	項目名	省略可否	基本頻度	基準値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	0	0	0	0
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物(15分滞留水法)		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	10 以下	1	1.1	1	1.6
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	0.8 以下	0.08	0.1	0.1	0.1
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準	15	1, 4-ジオキサン		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	16	シスー1, 2-ジクロロエチレン及びトランスー1, 2-ジクロロエチレン		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下	<0.06	0.07	0.1	0.11
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下	0.001	0.001	0.002	0.001
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下	0.004	0.004	0.004	0.003
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下	0.009	0.01	0.011	0.008
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下	0.003	0.003	0.004	0.003
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下	0.002	0.002	0.001	0.001
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準		アルミニウム及びその化合物		1回/3月*		0.06	<0.02	<0.02	0.04
基準		鉄及びその化合物			0.3 以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
基準		銅及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準		ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	200 以下	13	13	14	13
基準		マンガン及びその化合物		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準		塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	9. 7	10	11	10
基準		カルシウム、マグネシウム等(硬度)		1回/3月*	300 以下	66	67	66	69
基準		蒸発残留物		1回/3月*	500 以下	180	170	170	180
基準		陰イオン界面活性剤			0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準		ジェオスミン			0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準		2-メチルイソボルネオール			0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準		非イオン界面活性剤		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準		フェノール類		1回/3月*	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基準		有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	3 以下	0.5	0.6	0.6	0.5
基準		p H値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7.6	7.6	7.6	7.6
基準		<u>味</u>	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準		臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準		色度	不可	1回/月	5 以下	1	0.9	1 (0.1	0.7
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

採水地点 第1浄水場 第1配水系 市民グランド横 給水栓水

		項目内容	省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値				
基準	Νο	項目名		苯平则及	五 年 恒	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
追加		残留塩素				0.4	0.4	0.4	0.5	
追加		放射性セシウム134				<=1	<=1	<=1	<=1	
追加		放射性セシウム137				<=1	<=1	<=1	<=1	
追加		放射性セシウム134及び137の合計				<=2	<=2	<=2	<=2	
		水温				29. 9	28.6	30. 5	30. 7	

施設名豊後高田市上水道(高田)水質区分浄水採水地点第1浄水場第4配水系工業団地 丘の公園前給水栓水

	項目内容		少w 可不 - 甘木頓座		類度 基準値	年度別最大値				
基準	Νο	項目名	省略可否	基本頻度	基準値 	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	1	0	1	0	
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	0.003 以下					
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	0.0005 以下					
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下					
基準	6	鉛及びその化合物(15分滞留水法)		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下					
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下					
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	0.02 以下					
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下					
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	10 以下	1	0.8	0.8	0.7	
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	0.8 以下					
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下					
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	0.002 以下					
基準	15	1, 4-ジオキサン		1回/3月*	0.05 以下					
基準	16	シスー1, 2-ジクロロエチレン及びトランスー1, 2-ジクロロエチレン		1回/3月*	0.04 以下					
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	0.02 以下					
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下					
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下					
基準	20	ベンゼン		1回/3月*	0.01 以下					
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下					
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下					
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下					
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下					
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下					
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下					
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下					
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下					
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下					
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下					
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下					
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下					
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月*	0.2 以下					
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月*	0.3 以下					
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下					
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	200 以下					
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月*	0.05 以下					
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	9.7	10	9.3	7.6	
基準	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		1回/3月*	300 以下					
基準	40	蒸発残留物		1回/3月*	500 以下					
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月*	0.2 以下					
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下					
基準	43	2-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下					
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月*	0.02 以下					
基準	45	フェノール類		1回/3月*	0.005 以下					
基準	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	3 以下	0.6	0.6	0.5	<0.3	
基準	47	p H値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7.6	7.6	7.6	7.6	
基準	48	味	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	
基準	49		不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	
基準	50	色度	不可	1回/月	5 以下	1.2	0.5	0.8	<0.5	
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	0.1	<0.1	<0.1	<0.1	

採水地点 第1浄水場 第4配水系 工業団地 丘の公園前 給水栓水

	項目内容		省略可否 基本頻度	基準値	年度別最大値				
基準	Νο	項目名	省略 可否	左个则及	左 中胆	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
追加		残留塩素				0.4	0.3	0.3	0.2
		水温				26. 4	26. 1	26. 4	24. 5

	項目内容				頂度 基準値	年度別最大値				
基準	Νο	項目名	省略可否	基本頻度	基準値 	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	0	0	1	14	
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
基準	6	鉛及びその化合物(15分滞留水法)		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001		
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	10 以下	1. 1	0.8	0.9	0.9	
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	0.8 以下	0.08	0.09	0.1	0.09	
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
基準	16	シスー1, 2-ジクロロエチレン及びトランスー1, 2-ジクロロエチレン		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
基準	20	ベンゼン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下	0.07	<0.06	0.08	0.12	
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下	0.003	0.002	0.002	0.001	
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下	0.005	0.005	0.004	0.003	
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下	0.015	0.013	0.011	0.007	
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下	0.005	0.004	0.004	0.002	
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下	0.002	0.002	0.001	0.001	
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月*	0.2 以下	0.06	<0.02	<0.02	0.03	
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月*	0.3 以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	200 以下	13	13	13	13	
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	9.7	9.8	9.5	8.5	
基準	39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)		1回/3月*	300 以下	66	66	65	64	
基準	40	蒸発残留物		1回/3月*	500 以下	170	180	180	180	
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	
基準	43	2-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
基準	45	フェノール類		1回/3月*	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
基準	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	3 以下	0.6	0.6	0.5	0.3	
基準		p H値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7.7	7.7	7.7	7.6	
基準	48	味	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	
基準		臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	
基準	50	色度	不可	1回/月	5 以下	1.1	0.5	0.8	0.8	
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	0.1	<0.1	<0.1	<0.1	

	項目内容				頻度 基準値	年度別最大値				
基準	Νο	項目名	省略可否	基本頻度	基準値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
管理	1	アンチモン及びその化合物			0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
管理		ウラン及びその化合物			0.002 以下(暫定)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
管理	3	ニッケル及びその化合物			0.02 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
管理	5	1,2-ジクロロエタン			0.004 以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	
管理	8	トルエン			0.4 以下	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	
管理	9	フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)			0.08 以下	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	
管理	13	ジクロロアセトニトリル			0.01 以下 (暫定)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
管理	14	抱水クロラール			0.02 以下(暫定)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
管理		農薬類(「総農薬方式」による結果)			1 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	
管理	16	残留塩素			1 以下	0.1	0.1	0.1	0.2	
管理		カルシウム、マグネシウム等 (硬度)			10 以上 100 以下	60	66	65	64	
管理		マンガン及びその化合物			0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
管理		遊離炭酸			20 以下	9. 7	14	10	13	
管理		1,1,1-トリクロロエタン			0.3 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
管理		メチル-t-ブチルエーテル			0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
管理		有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)			3 以下	0. 7	0.7	0.5	0. 2	
管理		臭気強度(TON)			3 以下	<1	<1	<1	<1	
管理		蒸発残留物			30 以上 200 以下	170	170	180	170	
管理		濁度 - II 使			1 以下	<0. 1	<0. 1	<0.1	<0.1	
管理		p H値			7.5 程度 -1程度以上、極力0にi	7.6	7.6	7.7	7.6	
管理管理		腐食性(ランゲリア指数) 従属栄養細菌			2000 以下(暫定)	-0. 9 250	-0. 8 3	-0. 7 5	-0. 8 10	
管理		(広属木食和図 1,1-ジクロロエチレン			0.1 以下(暫足)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	
管理		アルミニウム及びその化合物			0.1 以下	0.06	<0.01	<0.01	0.03	
管理		PFOS及びPFOA			0.00005 以下(暫定)	0.00	<0.000005	<0.000005	<0.000005	
日在	- 01	1100/2011011			0.00000 公下(百元/		(0.00000	(0.000000	(0.000000	
農薬	1002	2, 2-DPA(ダラポン)			0.08 以下	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	
農薬		2, 4 - D (2, 4-PA)			0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
農薬		EPN			0.004 以下	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004	
農薬	1005	MC P A			0.005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	
農薬	1006	アシュラム			0.9 以下	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009	
農薬	1007	アセフェート			0.006 以下	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	
農薬	1008	アトラジン			0.01 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
農薬	1009	アニロホス			0.003 以下	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003	
農薬	1011	アラクロール			0.03 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	
農薬	1012	イソキサチオン			0.005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	
農薬	1013	イソフェンホス			0.001 以下	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003	
農薬	1014	イソプロカルブ(MIPC)			0.01 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
農薬		イソプロチオラン(IPT)			0.3 以下	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	
農薬		イプフェンカルバゾン			0.002以下			<0.00002	<0.00002	
農薬		イプロベンホス(IBP)			0.09 以下	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009	
農薬		<u>インダノファン</u>			0.009 以下	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009	
農薬		エスプロカルブ			0.03 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	
農薬		エトフェンプロックス			0.08 以下	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008	
農薬		エンドスルファン (ベンゾエピン)			0.01 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001	
農薬		オキサジクロメホン			0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
農薬		オキシン銅(有機銅)			0.03 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	
農薬		オリサストロビン カフェンストロール			0.1 以下 0.008 以下	<0.001	<0.001	<0.001 <0.00008	<0.001 <0.00008	
農薬		カルボフラン			0.008 以下 0.0003 以下	<0. 00008 <0. 00005	<0.00008 <0.000003	<0.00008	<0.00008	
農薬		キャプタン			0.3 以下	<0.00005	<0.003	<0.003	<0.003	
農薬		クミルロン			0.03 以下	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	
農薬		クロメプロップ			0.03 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	
農薬		クロルピリホス クロルピリホス			0.003 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
農薬		クロロタロニル (TPN)			0.003 以下	<0.00005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
農薬		シアナジン			0.001 以下	<0.0003	<0.00001	<0.00001	<0.00001	
農薬		ジウロン (DCMU)			0.02 以下	<0.00001	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
農薬		ジクロベニル (DBN)			0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0003	
成木	1010	* / · · · /* \DDII/			·· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					

		項目内容	省略可否 基本頻度				年度別	最大値	
基準	Νο	項目名	各可否	基本頻度	基準値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
農薬	1048	ジチオピル			0.009 以下	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009
農薬	1050	シマジン(CAT)			0.003 以下	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003
農薬	1051	ジメタメトリン			0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬	1052	ジメトエート			0.05 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
農薬	1053	シメトリン			0.03 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
農薬	1054	ダイアジノン			0.003 以下	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003
農薬	1055	ダイムロン			0.8 以下	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
農薬	1057	チアジニル			0.1 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
農薬	1058	チウラム			0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬	1059	チオジカルブ			0.08 以下	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
農薬		チオファネートメチル			0.3 以下	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
農薬	1061	チオベンカルブ			0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬		テルブカルブ(MBPMC)			0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬	1064	トリクロピル			0.006 以下	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006
農薬		トリシクラゾール			0.1 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
農薬		トリフルラリン			0.06 以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
農薬		ナプロパミド			0.03 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
農薬		ピペロホス	+		0.0009 以下	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003
農薬		ピラゾリネート(ピラゾレート)			0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬		ピリダフェンチオン			0.002 以下	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003
農薬		ピリブチカルブ			0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬		ピロキロン			0.05 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
農薬		フィプロニル			0.0005 以下	<0.000005	<0.000005	<0.000005	<0.000005
農薬		フェニトロチオン (MEP)			0.01 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
農薬		フェノブカルブ (BPMC)			0.03 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
農薬		フェリムゾン			0.05 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
農薬		フェントエート(PAP)			0.007 以下	<0.00007	<0.00007	<0.00007	<0.00007
農薬		フェントラザミド フサライド			0.01 以下	<0.0001	<0.0001 <0.001	<0.0001	<0.0001
農薬		ブタミホス			0.1 以下 0.02 以下	<0.001 <0.0002	<0.001	<0.001 <0.0002	<0.001 <0.0002
農薬		ブプロフェジン			0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬		フルアジナム			0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬		プレチラクロール			0.05 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
		プロシミドン			0.09 以下	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009
農薬		プロピコナゾール			0.05 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
農薬		プロピザミド			0.05 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
農薬		プロベナゾール			0.03 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
農薬		ブロモブチド			0.1 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
農薬		ペンシクロン			0.1 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
農薬		ベンゾビシクロン			0.09 以下	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009
農薬		ベンゾフェナップ			0.005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
農薬		ベンタゾン			0.2 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
農薬	1101	ペンディメタリン			0.3 以下	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
農薬		ベンフラカルブ			0.02 以下	<0.0004	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬	1103	ベンフルラリン(ベスロジン)			0.01 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
農薬	1106	マラチオン(マラソン)			0.7 以下	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007
農薬	1107	メコプロップ(MCPP)			0.05 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
農薬	1108	メソミル			0.03 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
農薬	1109	メタラキシル			0.2 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
農薬	1110	メチダチオン (DMTP)			0.004 以下	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004
農薬	1111	メトミノストロビン			0.04 以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
農薬	1112	メトリブジン			0.03 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
農薬	1113	メフェナセット			0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬	1114	メプロニル			0.1 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
農薬	1115	モリネート			0.005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
追加		残留塩素				0.3	0.3	0.3	0.2
追加		放射性セシウム134				<=1	<=1	<=1	<=1

	項目内容				甘木柘庄	基準値		年度別最大値			
基準	Νο	項目名	省略可否	巫平頻及	五 中胆	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
追加		放射性セシウム137				<=1	<=1	<=1	<=1		
追加		放射性セシウム134及び137の合計				<=2	<=2	<=2	<=2		
		水温				28.8	29. 2	29.8	28. 9		

探水地点 第2净水場 第2配水系 呉崎綿積神社裏 給水栓水

		項目内容	省		++		年度別	年度別最大値				
基準	Νο	項目名	省略可否	基本頻度	基準値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	0	0	0	2			
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない			
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003			
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005			
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			
基準	6	鉛及びその化合物(15分滞留水法)		1回/3月*	0.01 以下	0.001	0.002	0.002	0.002			
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	0.001	0.001	0.001	0.001			
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002			
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004			
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	10 以下	0.5	0.5	0.5	0.5			
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	0.8 以下	<0.08	0.08	0.08	0.08			
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1			
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002			
基準	15	1, 4-ジオキサン		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005			
基準	16	シスー1, 2-ジクロロエチレン及びトランスー1, 2-ジクロロエチレン		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004			
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002			
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			
基準	20	ベンゼン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06			
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002			
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002			
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下	<0.001	0.001	<0.001	<0.001			
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002			
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001			
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下	<0.001	0.001	<0.001	<0.001			
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008			
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05			
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02			
基準		鉄及びその化合物		1回/3月*	0.3 以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03			
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05			
基準		ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	200 以下	20	21	21	20			
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005			
基準		塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	12	13	12	12			
基準		カルシウム、マグネシウム等 (硬度)		1回/3月*	300 以下	80	86	81	81			
基準		蒸発残留物		1回/3月*	500 以下	220	230	230	220			
基準		陰イオン界面活性剤		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02			
基準		ジェオスミン			0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001			
基準		2-メチルイソボルネオール			0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001			
基準		非イオン界面活性剤			0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002			
基準		フェノール類			0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005			
基準		有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	3 以下	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3			
基準		p H値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7.6	7.7	7.5	7. 6			
基準		味	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない			
基準		臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない			
基準		色度	不可	1回/月	5 以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5			
基準	51	濁 度	不可	1回/月	2 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1			

探水地点 第2净水場 第2配水系 呉崎綿積神社裏 給水栓水

		項目内容	/bmb = T =	# 医床	甘淮		年度別	最大値	
基準	Νο	項目名	省略可否	基本頻度	基準値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
管理	1	アンチモン及びその化合物			0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
管理	2	ウラン及びその化合物			0.002 以下(暫定)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
管理	3	ニッケル及びその化合物			0.02 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
管理	5	1, 2-ジクロロエタン			0.004 以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
管理	8	トルエン			0.4 以下	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04
管理	9	フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)			0.08 以下	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
管理	13	ジクロロアセトニトリル			0.01 以下(暫定)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
管理		抱水クロラール			0.02 以下(暫定)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
管理		農薬類(「総農薬方式」による結果)			1 以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
管理		残留塩素			1 以下	0.1	0.1	0.1	0.3
管理		カルシウム、マグネシウム等(硬度)			10 以上 100 以下	78	82	81	81
管理		マンガン及びその化合物			0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
管理		遊離炭酸			20 以下	16	20	19	19
管理		1,1,1-トリクロロエタン			0.3 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
管理		メチルーtーブチルエーテル			0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
管理		有機物等(過マンガン酸カリウム消費量) 息気改度(TON)			3 以下	<0.2	<0.2	<0.2	<0.2
管理		臭気強度 (TON)			3 以下	<1	<1	<1	<1
管理		蒸発残留物 濁度			30 以上 200 以下	220	210	230	210
管理		 p H値			1 以下	<0. 1	<0.1	<0. 1	<0. 1
管理 管理		度性 (ランゲリア指数)			7.5 程度 -1程度以上、極力0にi	7. 5 -0. 7	7. 7	7.5	7. 6 -0. 7
管理		機良性(ノングリノ指数) 従属栄養細菌			2000 以下(暫定)	13	-0. 5 8	-0. 7 28	12
管理		作属木食和困 1,1-ジクロロエチレン			0.1 以下(暫足)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
管理		アルミニウム及びその化合物			0.1 以下	0.01	<0.01	<0.01	<0.01
管理		PFOS及びPFOA			0.00005 以下(暫定)	0.01	<0.000005	<0.000005	<0.000005
日在	01	1100,001100			0.00000 5/1 (11/2)		(0.000000	(0.000000	(0.00000
農薬	1002	2, 2 - D P A (ダラポン)			0.08 以下	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
農薬		2, 4 - D (2, 4-PA)			0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬		EPN			0.004 以下	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004
農薬	1005	MC P A			0.005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
農薬	1006	アシュラム			0.9 以下	<0.009	<0.009	<0.009	<0.009
農薬	1007	アセフェート			0.006 以下	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006
農薬	1008	アトラジン			0.01 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
農薬	1009	アニロホス			0.003 以下	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003
農薬	1011	アラクロール			0.03 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
農薬	1012	イソキサチオン			0.005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
農薬	1013	イソフェンホス			0.001 以下	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003
農薬	1014	イソプロカルブ(MIPC)			0.01 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
農薬	1015	イソプロチオラン(IPT)			0.3 以下	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
農薬		イプフェンカルバゾン			0.002以下			<0.00002	<0.00002
農薬		イプロベンホス(IBP)			0.09 以下	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009
農薬		インダノファン			0.009 以下	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009
農薬		エスプロカルブ			0.03 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
農薬		エトフェンプロックス			0.08 以下	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
農薬		エンドスルファン (ベンゾエピン)			0.01 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
農薬		オキサジクロメホン			0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬		オキシン銅(有機銅)			0.03 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
農薬		オリサストロビン カフェンストロール			0.1 以下 0.008 以下	<0.001 <0.00008	<0.001 <0.00008	<0.001 <0.00008	<0.001 <0.00008
農薬		カノェンストロール カルボフラン			0.008 以下 0.0003 以下	<0.00008	<0.00008	<0.00008	<0.00008
農薬		キャプタン			0.3 以下	<0.0003	<0.003	<0.003	<0.003
農薬		クミルロン			0.03 以下	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
農薬		クロメプロップ			0.03 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
農薬		クロルピリホス			0.003 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬		クロロタロニル (TPN)			0.003 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
農薬		シアナジン			0.001 以下	<0.00001	<0.00001	<0.00001	<0.00001
農薬		ジウロン(DCMU)			0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬		ジクロベニル (DBN)			0.03 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
	0 10	. ,/	•		> 1				

採水地点 第2净水場 第2配水系 呉崎綿積神社裏 給水栓水

		項目内容					年度別	最大値	
基準	Νο		的否	基本頻度	基準値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
農薬	1048	ジチオピル			0.009 以下	<0.00009	<0.00009	<0.00009	<0.00009
農薬	1050	シマジン(CAT)			0.003 以下	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003
農薬		ジメタメトリン			0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬	1052	ジメトエート			0.05 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
農薬	1053	シメトリン			0.03 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
農薬	1054	ダイアジノン			0.003 以下	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003
農薬	1055	ダイムロン			0.8 以下	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
農薬	1057	チアジニル			0.1 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
農薬	1058	チウラム			0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬	1059	チオジカルブ			0.08 以下	<0.0008	<0.0008	<0.0008	<0.0008
農薬	1060	チオファネートメチル			0.3 以下	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
農薬	1061	チオベンカルブ			0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬		テルブカルブ(MBPMC)			0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬	1064	トリクロピル			0.006 以下	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006
農薬		トリシクラゾール			0.1 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
農薬		トリフルラリン			0.06 以下	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
農薬		ナプロパミド			0.03 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
農薬		ピペロホス			0.0009 以下	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003
農薬		ピラゾリネート(t゚ラゾレート)			0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬		ピリダフェンチオン			0.002 以下	<0.00003	<0.00003	<0.00003	<0.00003
農薬		ピリブチカルブ			0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬		ピロキロン			0.05 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
農薬		フィプロニル フェニトロチオン (MEP)			0.0005 以下	<0. 000005 <0. 0001	<0. 000005 <0. 0001	<0.000005 <0.0001	<0.000005 <0.0001
農薬		フェノブカルブ (BPMC)			0.01 以下 0.03 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
農薬		フェリムゾン			0.05 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
農薬		フェントエート (PAP)			0.007 以下	<0.0003	<0.0003	<0.00007	<0.00007
農薬		フェントラザミド			0.01 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
農薬		フサライド			0.1 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
農薬		ブタミホス			0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬		ブプロフェジン			0.02 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬		フルアジナム			0.03 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
農薬	1089	プレチラクロール			0.05 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
農薬	1090	プロシミドン			0.09 以下	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009
農薬	1092	プロピコナゾール			0.05 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
農薬	1093	プロピザミド			0.05 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
農薬	1094	プロベナゾール			0.03 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
農薬	1095	ブロモブチド			0.1 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
農薬	1097	ペンシクロン			0.1 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
農薬	1098	ベンゾビシクロン			0.09 以下	<0.0009	<0.0009	<0.0009	<0.0009
農薬	1099	ベンゾフェナップ			0.005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
農薬		ベンタゾン			0.2 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
農薬		ペンディメタリン			0.3 以下	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
農薬		ベンフラカルブ			0.02 以下	<0.0004	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬		ベンフルラリン(ベスロジン)			0.01 以下	<0.0001	<0.0001	<0.0001	<0.0001
農薬		マラチオン(マラソン)			0.7 以下	<0.007	<0.007	<0.007	<0.007
農薬		メコプロップ (MCPP)			0.05 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
農薬		メソミル			0.03 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
農薬		メタラキシル ノエゲエナン (DUTD)			0.2 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
農薬		メチダチオン (DMTP)			0.004 以下	<0.00004	<0.00004	<0.00004	<0.00004
農薬		メトミノストロビン メトリブジン			0.04 以下 0.03 以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
農薬		メフェナセット			0.03 以下 0.02 以下	<0.0003 <0.0002	<0.0003 <0.0002	<0.0003 <0.0002	<0.0003 <0.0002
農薬		メプロニル			0.02 以下 0.1 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
農薬		モリネート			0.1 以下 0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
成米	1110	C 2 (P) - 17			0.000 KA	\0. 00000	.0.0000	\0. 00000	\v. 00000
追加		残留塩素				0. 2	0. 2	0.3	0.3
追加		放射性セシウム134				<=1	<=1	(=1	<=1
(単川)		ルスオロエ レマ ソ 44 10年				\-I	/-1	/-1	\ <u>-</u> 1

採水地点 第2净水場 第2配水系 呉崎綿積神社裏 給水栓水

		項目内容	省略可否	基本頻度	基準値		年度別	最大値	
基準	Νο	項目名	19 110 11 11 11 11	苯个则及	英 华胆	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
追加		放射性セシウム137				<=1	<=1	<=1	<=1
追加		放射性セシウム134及び137の合計				<=2	<=2	<=2	<=2
		水温				29.8	30. 7	30. 7	31. 9

施設名 豊後高田市上水道(高田) **水質区分** 浄水 **採水地点** 第 2 浄水場 大村第 1 配水系 大村 9 1 団地 給水栓水

項目内容 年度別最大値 省略可否 基本頻度 基準値 項目名 令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 基準 Νo 一般細菌 1回/月 100 以下 基準 不可 3 0 6 検出されない 大腸菌 1回/月 検出されない 検出されない 検出されない 基準 不可 検出されない 基準 カドミウム及びその化合物 1回/3月* 0.003 以下 <0.0003 < 0.0003 < 0.0003 < 0.0003 水銀及びその化合物 0.0005 以下 基準 1回/3月* <0.00005 <0.00005 <0.00005 <0.00005 基準 セレン及びその化合物 1回/3月* 0.01 以下 <0.001 <0.001 <0.001 <0.001 基準 6 鉛及びその化合物 0.01 以下 1回/3月* < 0.001 < 0.001 < 0.001 <0.001 基準 6 鉛及びその化合物 (15分滞留水法) 1回/3月* 0.01 以下 <0.001 < 0.001 < 0.001 ヒ素及びその<u>化合物</u> 0.01 以下 0.001 其淮 1回/3月* 0.001 0.001 0.001 基準 六価クロム化合物 1回/3月* 0.02 以下 <0.002 <0.002 <0.002 <0.002 基準 亜硝酸態窒素 1回/3月* 0.04 以下 <0.004 <0.004 <0.004 <0.004 不可 1回/3月 基準 10 シアン化物イオン及び塩化シアン 0.01 以下 < 0.001 < 0.001 < 0.001 <0.001 基準 11 硝酸熊窒素及び亜硝酸熊窒素 1回/3月* 10 以下 0.5 0.5 0.5 0.5 基準 12 フッ素及びその化合物 1回/3月* 0.8 以下 <0.08 0.08 0.09 0.08 1.0 以下 基準 ホウ素及びその化合物 1回/3月* <0.1 <0.1 <0.1 <0.1 基準 四塩化炭素 1回/3月* 0.002 以下 <0.0002 <0.0002 <0.0002 <0.0002 14 基準 15 1.4-ジオキサン 1回/3月* 0.05 以下 < 0.005 < 0.005 < 0.005 <0.005 16 シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン 1回/3月* 0.04 以下 <0.004 <0.004 基準 <0.004 <0.004 ジクロロメタン 基進 1回/3月* 0.02 以下 < 0.002 < 0.002 < 0.002 < 0.002 テトラクロロエチレン 0.01 以下 基準 1回/3月* <0.001 <0.001 <0.001 <0.001 基準 トリクロロエチレン 1回/3月* 0.01 以下 <0.001 <0.001 <0.001 <0.001 19 1回/3月* 基準 20 ベンゼン 0.01 以下 <0.001 < 0.001 < 0.001 <0.001 不可 1回/3月 0.6 以下 基準 21 塩素酸 < 0.06 < 0.06 < 0.06 0.07 基準 クロロ酢酸 1回/3月 0.02 以下 < 0.002 < 0.002 < 0.002 不可 < 0.002 基準 クロロホルム 不可 1回/3月 0.06 以下 <0.001 <0.001 <0.001 <0.001 基準 24 ジクロロ酢酸 不可 1回/3月 0.03 以下 <0.002 <0.002 <0.002 <0.002 基準 25 ジブロモクロロメタン 不可 1回/3月 0.1 以下 <0.001 <0.001 <0.001 <0.001 基準 26 臭素酸 不可 1回/3月 0 01 以下 < 0.001 < 0.001 < 0.001 < 0.001 総トリハロメタン 基準 27 不可 1回/3日 0.1以下 < 0.001 < 0.001 < 0.001 < 0.001 基準 トリクロロ酢酸 不可 1回/3月 0.03 以下 <0.002 <0.002 <0.002 <0.002 基準 ブロモジクロロメタン 不可 1回/3月 0.03 以下 <0.001 <0.001 <0.001 29 < 0.001 30 ブロモホルム 基準 不可 1回/3月 0.09 以下 <0.001 <0.001 <0.001 <0.001 基準 31 ホルムアルデヒド 不可 1回/3月 0.08 以下 <0.008 <0.008 <0.008 <0.008 <0.05 基準 32 亜鉛及びその化合物 1回/3月* 1.0 以下 < 0.05 < 0.05 < 0.05 基準 アルミニウム及びその化合物 0.2 以下 <0.02 <0.02 <0.02 1回/3月* <0.02 <0.03 其淮 34 鉄及びその化合物 1回/3月* 03以下 < 0.03 < 0.03 < 0.03 基準 35 銅及びその化合物 1回/3月* 1.0 以下 <0.05 <0.05 <0.05 <0.05 36 ナトリウム及びその化合物 1回/3月* 200 以下 20 21 21 21 基準 マンガン及びそ<u>の化合物</u> 基準 37 1回/3月* 0.05 以下 < 0.005 < 0.005 < 0.005 < 0.005 不可 基準 塩化物イオン 1回/月 200 以下 12 13 13 12 カルシウム、マグネシウム等 (硬度) 基進 39 1回/3月* 300 以下 78 86 82 82 基準 40 蒸発残留物 1回/3月* 500 以下 220 220 230 220 41 陰イオン界面活性剤 基準 1回/3月* 0.2 以下 <0.02 <0.02 <0.02 <0.02 基準 ジェオスミン 0.00001 以下 発生時毎月 < 0.000001 < 0.000001 < 0.000001 < 0.000001 2-メチルイソボルネオール < 0.000001 基準 43 発生時毎月 0.00001 以下 <0.000001 < 0.000001 < 0.000001 基準 44 非イオン界面活性剤 1回/3月* 0.02 以下 < 0.002 < 0.002 < 0.002 < 0.002 基準 フェノール類 1回/3月* 0.005 以下 <0.0005 <0.0005 <0.0005 <0.0005 46 有機物(全有機炭素(TOC)の量) 3 以下 <0.3 基準 不可 1回/月 < 0.3 0.4 < 0.3 5.8以上 8.6以下 基準 47 7.6 pH値 不可 1回/月 7.6 7.7 7.7 基準 48 不可 1回/月 異常でない 異常でない 異常でない 異常でない 異常でない 基準 49 臭気 不可 1回/月 異常でない 異常でない 異常でない 異常でない 異常でない 基準 50 色度 不可 1回/月 5 以下 <0.5 <0.5 <0.5 <0.5 基準 51 濁度 不可 1回/月 2 以下 <0.1 <0.1 <0.1 <0.1

探水地点 第2净水場 大村第1配水系 大村91団地 給水栓水

		項目内容	省略可否	基本頻度	基準値		年度別	最大値	
基準	Νο	項目名	有略可否	苯平则及	卒中胆	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
追加		残留塩素				0.2	0.2	0.2	0.3
追加		放射性セシウム134				<=1	<=1	<=1	<=1
追加		放射性セシウム137				<=1	<=1	<=1	<=1
追加		放射性セシウム134及び137の合計				<=2	<=2	<=2	<=2
		水温				31. 1	28. 9	30. 4	31.8

 施設名
 豊後高田市上水道(高田)
 水質区分
 浄水

 採水地点
 第 2 浄水場
 徳久保配水系
 徳久保団地集会所
 給水栓水

		項目内容	/lamh = =====	# 4 5 5	++ <i>>#+</i> /-+		年度別	最大値	
基準	Νο	項目名	省略可否	基本頻度	基準値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	3	8	7	0
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物(15分滞留水法)		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	0.001	0.001	0.001	0.001
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	10 以下	0.5	0.5	0.6	0.5
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	0.8 以下	<0.08	0.08	0.08	0.08
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	16	シスー1, 2ージクロロエチレン及びトランスー1, 2ージクロロエチレン		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下	<0.06	<0.06	0.07	0.06
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下	0.001	0.001	<0.001	<0.001
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下	0.002	0.002	<0.001	<0.001
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下	0.001	0.001	<0.001	<0.001
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
基準		亜鉛及びその化合物		1回/3月*		<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月*	0.3 以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	200 以下	21	21	21	20
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準		塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	12	12	13	12
基準		カルシウム、マグネシウム等(硬度)		1回/3月*	300 以下	80	87	82	83
基準		蒸発残留物		1回/3月*	500 以下	220	220	220	230
基準		陰イオン界面活性剤			0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準		ジェオスミン			0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準		2-メチルイソボルネオール			0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準		非イオン界面活性剤			0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準		フェノール類			0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基準		有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	3 以下	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3
基準		p H値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7.8	7.8	7.8	7.8
基準	48		不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準		臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準		色度	不可	1回/月	5 以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

採水地点 第2净水場 徳久保配水系 徳久保団地集会所 給水栓水

		項目内容	省略可否	基本頻度	基準値		年度別	最大値	
基準	Νο	項目名	有略可否	苯平则及	左 华胆	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
追加		残留塩素				0.3	0.2	0.3	0.2
追加		放射性セシウム134				<=1	<=1	<=1	<=1
追加		放射性セシウム137				<=1	<=1	<=1	<=1
追加		放射性セシウム134及び137の合計				<=2	<=2	<=2	<=2
		水温				31.4	29. 2	30. 9	33. 2

採水地点 第1净水場 第1水源 浅井戸水

		項目内容	省略可否	基本頻度	基準値		年度別	最大値	
基準	Νο	項目名		本个炽汉	- 本牛胆	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	2	6	6	5
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出される	検出されない	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	10 以下	0.4	0.8	0.3	0.7
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	0.8 以下	0.09	0.11	0.11	0.1
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	16	シスー1, 2-ジクロロエチレン及びトランスー1, 2-ジクロロエチレン		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下				
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下				
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下				
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下				
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下				
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下				
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月*	0.2 以下	0.03	0.04	0.03	0.05
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月*	0.3 以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	200 以下	11	11	11	11
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	9. 9	8.9	9.8	9.1
基準	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		1回/3月*	300 以下	56	63	61	58
基準	40	蒸発残留物		1回/3月*	500 以下	140	140	140	180
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	43	2-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	45	フェノール類		1回/3月*	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基準	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	3 以下	0.7	0.9	0.9	0.7
基準		p H値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7. 1	7.2	7.1	7. 1
基準	48	味	不可	1回/月	異常でない				
基準	49	臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	50	色度	不可	1回/月	5 以下	1.8	1.9	2.2	2
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

水質区分 原水

採水地点 第1净水場 第1水源 浅井戸水

		項目内容	省略可否	基本頻度	基準値		年度別	最大値	
基準	Νο	項目名	1年14年17日	苯平则及	本中胆	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
追加		嫌気性芽胞菌 (定量)				0	0	0	0
追加		クリプトスポリジウム				0	0	0	0
追加		ジアルジア				0	0	0	0
追加		アンモニア態窒素				<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
		水温				24. 5	22.8	23. 5	23. 4

採水地点 第1净水場 第3水源 浅井戸水

		項目内容	かゆゴズ	井子松库	甘淋坛		年度別	最大値	
基準	Νο	項目名	省略可否	基本頻度	基準値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	0	0	2	0
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準		セレン及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	10 以下	1.3	2	1.2	1.9
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	0.8 以下	0.12	0. 13	0. 14	0.13
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	16	シスー1, 2-ジクロロエチレン及びトランスー1, 2-ジクロロエチレン		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下				
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下				
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下				
基準		ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準		ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下				
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	28	トリクロロ酢酸	不可		0.03 以下				
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準		ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下				
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下				
基準		亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準		アルミニウム及びその化合物		1回/3月*		<0.02	0.02	0.02	0.03
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月*	0.3 以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準		ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	200 以下	13	11	12	11
基準		マンガン及びその化合物		1回/3月*	0.05 以下	0.014	0. 03	0.043	0. 024
基準		塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	11	8.3	9.9	9
基準		カルシウム、マグネシウム等(硬度)		1回/3月*	300 以下	80	76	76	76
基準		蒸発残留物		1回/3月*	500 以下	180	170	170	150
基準		陰イオン界面活性剤		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準		ジェオスミン			0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準		2-メチルイソボルネオール			0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準		非イオン界面活性剤			0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準		フェノール類			0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基準		有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	3 以下	0.5	0.6	0.4	0.4
基準		p H値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	6. 9	6. 9	6.8	7
基準		東	不可	1回/月	異常でない	ш ж	шж - ,	m 24 - 2 '	田坐 - '
基準		臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準		色度	不可	1回/月	5以下	0.7	0.8	0.8	1
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

水質区分 原水

採水地点 第1净水場 第3水源 浅井戸水

		項目内容	省略可否	基本頻度	基準値		年度別	最大値	
基準	Νο	項目名	19 110 11 11 11 11	苯个则及	卒中胆	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
追加		嫌気性芽胞菌(定量)				0	0	0	0
追加		クリプトスポリジウム				0	0	0	0
追加		ジアルジア				0	0	0	0
追加		アンモニア態窒素				<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
		水温				21.9	21.9	22. 4	21.6

採水地点 第1净水場 第4水源 浅井戸水

		項目内容	412-14	444 I Joseph			年度別	最大値	
基準	Νο	項目名	省略可否	基本頻度	基準値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	2	5	54	5
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出される	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	10 以下	2.2	2. 2	1.8	2. 1
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	0.8 以下	0.14	0.16	0.16	0.14
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	16	シスー1, 2-ジクロロエチレン及びトランスー1, 2-ジクロロエチレン		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下				
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下				
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下				
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下				
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下				
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下				
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月*	0.2 以下	0.02	0.03	0.1	0.05
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月*	0.3 以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	200 以下	9.1	8. 7	8. 5	8.6
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	8.3	7.4	9. 2	7.9
基準	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		1回/3月*	300 以下	64	64	60	63
基準	40	蒸発残留物		1回/3月*	500 以下	150	150	140	160
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	43	2-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	45	フェノール類		1回/3月*	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基準	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	3 以下	0.4	0.6	0.6	0.4
基準		pH値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7.1	7. 1	7	7.1
基準	48	味	不可	1回/月	異常でない				
基準		臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	50	色度	不可	1回/月	5 以下	0.6	0.8	2	1.1
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	<0.1	<0.1	0.2	<0.1

水質区分 原水

採水地点 第1净水場 第4水源 浅井戸水

		項目内容	省略可否	基本頻度	基準値		年度別	最大値	
基準	Νο	項目名	19 110 11 11 11 11	苯平则及	卒中胆	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
追加		嫌気性芽胞菌(定量)				0	0	0	0
追加		クリプトスポリジウム				0	0	0	0
追加		ジアルジア				0	0	0	0
追加		アンモニア態窒素				<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
		水温				25. 1	24. 1	24. 1	25. 4

採水地点 第1净水場 第12水源 深井戸水

		項目内容	火败司不	甘未婚庇	甘淮荷		年度別	最大値	
基準	Νο	項目名	省略可否	基本頻度	基準値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	0	0	0	0
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	0.001	0.001	0.001	0.001
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	10 以下	0.4	0.3	0.4	0.4
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	0.8 以下	0.1	0.1	0.09	0.09
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	16	シスー1, 2ージクロロエチレン及びトランスー1, 2ージクロロエチレン		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下				
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下				
基準		クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下				
基準		ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下				
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準		トリクロロ酢酸	不可		0.03 以下				
基準		ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下				
基準		ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下				
基準		亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準		アルミニウム及びその化合物		1回/3月*		<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準		鉄及びその化合物		1回/3月*		<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
基準		銅及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準		ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	200 以下	15	15	16	16
基準		マンガン及びその化合物		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準		塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	11	10	11	11
基準		カルシウム、マグネシウム等(硬度)		1回/3月*	300 以下	54	59	58	61
基準		蒸発残留物		1回/3月*	500 以下	190	190	180	210
基準		陰イオン界面活性剤		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準		ジェオスミン			0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準		2-メチルイソボルネオール			0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準		非イオン界面活性剤		1回/3月*	İ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準		フェノール類	<i>→</i> →		0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基準		有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	3 以下	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3
基準		p H値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7.5	7.5	7.4	7.4
基準		中 一	不可	1回/月	異常でない	田典一儿、	H # 1.	m 245 2- 3	田丛一上、
基準		臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準		色度	不可	1回/月	5 以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

水質区分 原水

採水地点 第1净水場 第12水源 深井戸水

		項目内容	省略可否	基本頻度	基準値		年度別	最大値	
基準	Νο	項目名	1年14年17日	苯平则及	本中胆	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
追加		嫌気性芽胞菌 (定量)				0	0	0	0
追加		クリプトスポリジウム				0	0	0	0
追加		ジアルジア				0	0	0	0
追加		アンモニア態窒素				<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
		水温				21.6	21.6	21.4	21. 4

採水地点 第1净水場 第13水源 深井戸水

		項目内容	かゆゴズ	井子松库	甘淋坛		年度別最大値				
基準	Νο	項目名	省略可否	基本頻度	基準値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	0	0	0	0		
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない		
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003		
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005		
基準		セレン及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002		
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004		
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	10 以下	0.3	0.3	0.4	0.3		
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	0.8 以下	0.09	0.09	<0.08	<0.08		
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1		
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002		
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		
基準	16	シスー1, 2-ジクロロエチレン及びトランスー1, 2-ジクロロエチレン		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004		
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002		
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		
基準	20	ベンゼン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下						
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下						
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下						
基準		ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下						
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下						
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下						
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下						
基準	28	トリクロロ酢酸	不可		0.03 以下						
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下						
基準		ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下						
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下						
基準		亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05		
基準		アルミニウム及びその化合物		1回/3月*		<0.02	<0.02	<0.02	<0.02		
基準		鉄及びその化合物		1回/3月*	0.3 以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03		
基準		銅及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05		
基準		ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	200 以下	11	12	12	12		
基準		マンガン及びその化合物		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		
基準		塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	7.9	7. 3	7.4	7.6		
基準		カルシウム、マグネシウム等(硬度)		1回/3月*	300 以下	39	43	41	44		
基準		蒸発残留物		1回/3月*	500 以下	170	180	160	180		
基準		陰イオン界面活性剤		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02		
基準		ジェオスミン			0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001		
基準		2-メチルイソボルネオール			0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001		
基準		非イオン界面活性剤			0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002		
基準		フェノール類	<i>→</i>		0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005		
基準		有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	3 以下	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3		
基準		p H値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7.4	7.4	7.3	7.3		
基準	48		不可	1回/月	異常でない	田冶一上、	H 245 2- 1	H 245 1	田冶一上、		
基準		臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない		
基準		色度	不可	1回/月	5 以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5		
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1		

水質区分 原水

採水地点 第1净水場 第13水源 深井戸水

	項目内容		省略可否 基	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	Νο	項目名	11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	本年頻及	本半胆	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
追加		嫌気性芽胞菌 (定量)				0	0	0	0
追加		クリプトスポリジウム				0	0	0	0
追加		ジアルジア				0	0	0	0
追加		アンモニア態窒素				<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
		水温				20.7	20.6	20. 1	21. 5

採水地点 第1净水場 第14水源 深井戸水

		項目内容	かゆゴズ	井土松店	甘油坛		年度別最大値				
基準	Νο	項目名	省略可否	基本頻度	基準値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	0	0	20	0		
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない		
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003		
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005		
基準		セレン及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002		
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004		
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	10 以下	0.1	0.1	0.2	0.2		
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	0.8 以下	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08		
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1		
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002		
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		
基準	16	シスー1, 2-ジクロロエチレン及びトランスー1, 2-ジクロロエチレン		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004		
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002		
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		
基準	20	ベンゼン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001		
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下						
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下						
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下						
基準		ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下						
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下						
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下						
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下						
基準	28	トリクロロ酢酸	不可		0.03 以下						
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下						
基準		ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下						
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下						
基準		亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05		
基準		アルミニウム及びその化合物		1回/3月*		<0.02	<0.02	<0.02	<0.02		
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月*	0.3 以下	0.07	0.05	<0.03	<0.03		
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05		
基準		ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	200 以下	13	13	13	13		
基準		マンガン及びその化合物		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005		
基準		塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	5. 7	5. 6	5. 6	5. 7		
基準		カルシウム、マグネシウム等(硬度)		1回/3月*	300 以下	58	57	56	62		
基準		蒸発残留物		1回/3月*	500 以下	170	180	180	200		
基準		陰イオン界面活性剤		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02		
基準		ジェオスミン			0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001		
基準		2-メチルイソボルネオール			0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001		
基準		非イオン界面活性剤			0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002		
基準		フェノール類	<i>T</i>		0.005 以下	0.0009	<0.0005	<0.0005	<0.0005		
基準		有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	3 以下	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3		
基準		p H値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7.2	7.3	7.3	7.3		
基準	48		不可	1回/月	異常でない	田典一儿、	H 24	H 245 1	田冶一上、		
基準		臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない		
基準		色度	不可	1回/月	5 以下	1.5	<0.5	<0.5	<0.5		
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	0.3	0.2	<0.1	<0.1		

水質区分 原水

採水地点 第1净水場 第14水源 深井戸水

	項目内容		省略可否 基本	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	Νο	項目名	有略り省	本年炽汉	本半胆	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
追加		嫌気性芽胞菌(定量)				0	0	0	0
追加		クリプトスポリジウム				0	0	0	0
追加		ジアルジア				0	0	0	0
追加		アンモニア態窒素				<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
		水温				20	21. 1	20.8	21. 2

採水地点 第2净水場 第5水源 深井戸水

		項目内容	少吸司不	井土柘庄	甘淮压		年度別	最大値	
基準	Νο	項目名	省略可否	基本頻度	基準値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	0	0	0	0
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	10 以下	0.2	0.2	0.3	0.3
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	0.8 以下	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準	15	1, 4-ジオキサン		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下				
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下				
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下				
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下				
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準		トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下				
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下				
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準		アルミニウム及びその化合物		1回/3月*		<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月*	0.3 以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
基準		銅及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準		ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	200 以下	14	13	13	13
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	6.3	5.8	6.2	6.1
基準		カルシウム、マグネシウム等(硬度)		1回/3月*	300 以下	63	67	67	67
基準		蒸発残留物		1回/3月*	500 以下	180	190	190	190
基準		陰イオン界面活性剤			0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準		ジェオスミン			0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準		2-メチルイソボルネオール			0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準		非イオン界面活性剤			0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準		フェノール類		1回/3月*	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基準		有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	3 以下	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3
基準		p <u>H 値</u>	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7.4	7.5	7.4	7. 5
基準	48		不可	1回/月	異常でない				
基準		臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準		色度	不可	1回/月	5 以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

水質区分 原水

採水地点 第2净水場 第5水源 深井戸水

	項目内容		省略可否 基	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	Νο	項目名	有略り省	本年炽汉	签中但	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
追加		嫌気性芽胞菌(定量)				0	0	0	0
追加		クリプトスポリジウム				0	0	0	0
追加		ジアルジア				0	0	0	0
追加		アンモニア態窒素				<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
		水温				21. 4	21. 2	21	21. 1

採水地点 第2净水場 第6水源 深井戸水

		項目内容	少吸引不	井老板座	甘油店	年度別最大値				
基準	Νο	項目名	省略可否	基本頻度	基準値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	0	0	0	0	
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	10 以下	0.6	0.3	0.8	0.7	
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	0.8 以下	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
基準	16	シスー1,2-ジクロロエチレン及びトランスー1,2-ジクロロエチレン		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
基準		トリクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
基準	20	ベンゼン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下					
基準		クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下					
基準		クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下					
基準		ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下					
基準		ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下					
基準		臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下					
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下					
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下					
基準		ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下					
基準		ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下					
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下					
基準		亜鉛及びその化合物			1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	
基準		アルミニウム及びその化合物			0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	
基準		鉄及びその化合物			0.3 以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	
基準		銅及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	
基準		ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	200 以下	14	14	14	14	
基準		マンガン及びその化合物		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
基準		塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	7.6	6. 4	7. 7	7.7	
基準		カルシウム、マグネシウム等(硬度)		1回/3月*	300 以下	71	73	76	76	
基準		蒸発残留物		1回/3月*	500 以下	200	190	200	200	
基準		陰イオン界面活性剤		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	
基準		ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	
基準		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	
基準		非イオン界面活性剤			0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
基準		フェノール類	∀ =1		0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
基準		有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	3 以下	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	
基準基準		p H値 味	不可	1回/月 1回/月	5.8以上 8.6以下 異常でない	7. 5	7. 5	7.3	7. 5	
基準		臭気	不可		異常でない 異常でない	用骨でわい	田舎べわい	田舎べわい	用骨でわい	
基準		· 長丸 色度	不可不可	1回/月 1回/月	5 以下	異常でない <0.5	異常でない <0.5	異常でない <0.5	<u>異常でない</u> <0.5	
基準		一世 通度			2 以下					
左 华	51	側及	不可	1回/月	14 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	

水質区分 原水

採水地点 第2净水場 第6水源 深井戸水

	項目内容		省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値			
基準	Νο	項目名	11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	本个炽汉	签华旭	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
追加		嫌気性芽胞菌 (定量)				0	0	0	0
追加		クリプトスポリジウム				0	0	0	0
追加		ジアルジア				0	0	0	0
追加		アンモニア態窒素				<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
		水温				20.5	20.5	20	20. 2

水質区分 原水

採水地点 第2净水場 第7水源 深井戸水

		項目内容	火败司不	甘未婚庇	甘淮荷		年度別	最大値	
基準	Νο	項目名	省略可否	基本頻度	基準値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	0	0	1	0
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	10 以下	0.4	0.3	0.3	0.3
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	0.8 以下	<0.08	0.09	0.08	<0.08
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下				
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下				
基準		クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下				
基準		ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下				
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準		トリクロロ酢酸	不可		0.03 以下				
基準		ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下				
基準		ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下				
基準		亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準		アルミニウム及びその化合物		1回/3月*		<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準		鉄及びその化合物		1回/3月*		<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
基準		銅及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準		ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	200 以下	16	16	16	16
基準		マンガン及びその化合物		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準		塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	9.6	9. 1	9	8.8
基準		カルシウム、マグネシウム等(硬度)		1回/3月*	300 以下	75	80	80	80
基準		蒸発残留物		1回/3月*	500 以下	210	200	210	210
基準		陰イオン界面活性剤		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準		ジェオスミン			0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準		2-メチルイソボルネオール			0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準		非イオン界面活性剤		1回/3月*	İ	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準		フェノール類	<i>→</i> →		0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基準		有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	3 以下	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3
基準		p H値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7.5	7.5	7.5	7.6
基準		中 一	不可	1回/月	異常でない	田丛一儿、	III 244	m 245 2- 3	田丛一人
基準		臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準		色度	不可	1回/月	5 以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

施設名 豊後高田市上水道(高田)

水質区分 原水

採水地点 第2净水場 第7水源 深井戸水

		項目内容	省略可否	基本頻度	基準値		年度別	最大値	
基準	Νο	項目名	1年14年17日	苯平则及	本中胆	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
追加		嫌気性芽胞菌 (定量)				0	0	0	0
追加		クリプトスポリジウム				0	0	0	0
追加		ジアルジア				0	0	0	0
追加		アンモニア態窒素				<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
		水温				21.8	21.7	21.3	21. 4

水質区分 原水

採水地点 第2净水場 第9水源 深井戸水

		項目内容	かゆゴズ	井子松库	甘油点		年度別	最大値	
基準	Νο	項目名	省略可否	基本頻度	基準値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	0	36	0	1
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出される	検出されない	検出されない	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準		セレン及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	0.001	0.001	0.001	0.001
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	10 以下	0.6	0.6	0.6	0.6
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	0.8 以下	0.1	0.1	0.1	0.09
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	16	シスー1, 2-ジクロロエチレン及びトランスー1, 2-ジクロロエチレン		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下				
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下				
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下				
基準		ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下				
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	28	トリクロロ酢酸	不可		0.03 以下				
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準		ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下				
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下				
基準		亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準		アルミニウム及びその化合物		1回/3月*		<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準		鉄及びその化合物		1回/3月*	0.3 以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準		ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	200 以下	20	20	20	20
基準		マンガン及びその化合物		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準		塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	12	11	11	10
基準		カルシウム、マグネシウム等(硬度)		1回/3月*	300 以下	65	68	67	69
基準		蒸発残留物		1回/3月*	500 以下	220	190	210	220
基準		陰イオン界面活性剤		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準		ジェオスミン			0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準		2-メチルイソボルネオール			0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準		非イオン界面活性剤			0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準		フェノール類	<i>→</i>		0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基準		有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	3 以下	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3
基準		p H値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7. 5	7. 7	7.4	7.5
基準	48		不可	1回/月	異常でない	田典一儿、	H # 1.	H 245 1	田冶一上、
基準		臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準		色度	不可	1回/月	5 以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

施設名 豊後高田市上水道(高田)

水質区分 原水

採水地点 第2净水場 第9水源 深井戸水

		項目内容	省略可否	基本頻度	基準値		年度別	最大値	
基準	Νο	項目名	19 110 11 11 11 11	苯个则及	五十個	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
追加		嫌気性芽胞菌(定量)				0	0	0	0
追加		クリプトスポリジウム				0	0	0	0
追加		ジアルジア				0	0	0	0
追加		アンモニア態窒素				<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
		水温				22.6	22. 5	22. 6	22. 5

水質区分 原水

採水地点 第2净水場 第10水源 深井戸水

		項目内容	少吸って	井土柘庄	甘淮压		年度別	最大値	
基準	Νο	項目名	省略可否	基本頻度	基準値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	8	0	0	0
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	0.001	0.001	0.001	0.001
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	10 以下	0.5	0.5	0.5	0.5
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	0.8 以下	0.09	0.1	0.1	0.08
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準	15	1, 4-ジオキサン		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	16	シスー1,2-ジクロロエチレン及びトランスー1,2-ジクロロエチレン		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下				
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下				
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下				
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下				
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準		トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下				
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下				
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準		アルミニウム及びその化合物		1回/3月*		<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月*	0.3 以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
基準		銅及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準		ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	200 以下	28	28	28	29
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	19	18	19	19
基準		カルシウム、マグネシウム等(硬度)		1回/3月*	300 以下	100	110	110	120
基準		蒸発残留物		1回/3月*	500 以下	270	260	270	270
基準		陰イオン界面活性剤			0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準		ジェオスミン			0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準		2-メチルイソボルネオール			0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準		非イオン界面活性剤			0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準		フェノール類		1回/3月*	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基準		有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	3 以下	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3
基準		p H値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7. 5	7.5	7.2	7.8
基準	48		不可	1回/月	異常でない				
基準		臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準		<u>色度</u>	不可	1回/月	5 以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
基準	51	濁 度	不可	1回/月	2 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

施設名 豊後高田市上水道(高田)

水質区分 原水

採水地点 第2净水場 第10水源 深井戸水

		項目内容	省略可否	基本頻度	基準値		年度別	最大値	
基準	Νο	項目名	自略可占	苯个则及	卒中胆	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
追加		嫌気性芽胞菌(定量)				0	0	0	0
追加		クリプトスポリジウム				0	0	0	0
追加		ジアルジア				0	0	0	0
追加		アンモニア態窒素				<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
		水温				22. 4	22. 5	22. 2	22. 7

水質区分 原水

採水地点 第2净水場 第11水源 深井戸水

		項目内容	かゆゴズ	井子松库	甘淋坛		年度別	最大値	
基準	Νο	項目名	省略可否	基本頻度	基準値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	0	0	0	0
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準		セレン及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	0.002	0.002	0.002	0.002
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	10 以下	0.5	0.3	0.5	0.5
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	0.8 以下	0.11	0. 12	0. 1	0.1
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	16	シスー1, 2-ジクロロエチレン及びトランスー1, 2-ジクロロエチレン		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下				
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下				
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下				
基準		ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準		ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下				
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	28	トリクロロ酢酸	不可		0.03 以下				
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準		ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下				
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下				
基準		亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準		アルミニウム及びその化合物		1回/3月*		<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月*	0.3 以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準		ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	200 以下	21	21	21	21
基準		マンガン及びその化合物		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準		塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	11	8.3	10	11
基準		カルシウム、マグネシウム等(硬度)		1回/3月*	300 以下	66	64	66	69
基準		蒸発残留物		1回/3月*	500 以下	210	210	200	240
基準		陰イオン界面活性剤 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準		ジェオスミン				<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準		2-メチルイソボルネオール			0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準		非イオン界面活性剤			0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準		フェノール類			0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基準		有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	3 以下	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3
基準		p H値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7. 7	7. 7	7. 7	7. 7
基準	48		不可	1回/月	異常でない	ш ж - ,	шж)	шж - ,	田坐 - '
基準		臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準		色度	不可	1回/月	5以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

施設名 豊後高田市上水道(高田)

水質区分 原水

採水地点 第2净水場 第11水源 深井戸水

		項目内容	省略可否	基本頻度	基準値		年度別	最大値	
基準	Νο	項目名	自略可占	苯个则及	卒中胆	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
追加		嫌気性芽胞菌(定量)				0	0	0	0
追加		クリプトスポリジウム				0	0	0	0
追加		ジアルジア				0	0	0	0
追加		アンモニア態窒素				<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
		水温				22. 9	23. 1	22. 7	22. 7

施設名 豊後高田市上水道(高田) 水質区分 原水

探水地点 第2净水場 大村第1水源 深井戸水(予備水源)

		項目内容	AND THE	# +	# <i>%</i> # /=		年度別	最大値	
基準	Νο	項目名	省略可否	基本頻度	基準値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	2	1	2	2
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	0.001	0.001	0.001	0.001
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	10 以下	6.7	7.2	7.5	7.5
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	0.8 以下	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン			0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準		ジクロロメタン			0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準		テトラクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下				
基準		クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下				
基準		クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下				
基準		ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準		ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準		臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下				
基準		総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準		トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準		ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準		ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下				
基準		ホルムアルデヒド	不可		0.08 以下				
基準		亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準		アルミニウム及びその化合物		1回/3月*		<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準		鉄及びその化合物		1回/3月*		1	0.31	0. 07	0.04
基準		銅及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準		ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	200 以下	22	22	23	22
基準		マンガン及びその化合物 ちい物ノナン	オゴ	1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準		塩化物イオン カルシウム、マグネシウム等(硬度)	不可	1回/月	200 以下	21	18	110	19
基準基準		ガルシリム、マクネンリム等(使度) 蒸発残留物		1回/3月* 1回/3月*	300 以下 500 以下	110 310	120	200	120 340
基準		※ 発送 イオン界面活性剤		1回/3月* 1回/3月*	0.2 以下	<0.02	290 <0.02	290 <0.02	<0.02
基準		<u> 接</u> 14ン界田店性剤 ジェオスミン		,	0.2以下	<0.00001	<0.02	<0.02	<0.02
基準		2-メチルイソボルネオール			0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準		まイオン界面活性剤			0.00001 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.000
基準		チャイタン外面低性剤 フェノール類		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準		有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/3月本	3 以下	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3
基準		p H値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7. 1	7	6. 9	6. 9
基準		味	不可	1回/月	異常でない	1.1		0.0	0.0
基準		臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準		色度	不可	1回/月	5 以下	8.9	2.4	0.9	<0.5
基準		濁度	不可	1回/月	2 以下	2.8	0.8	0.2	<0.1
									

施設名 豊後高田市上水道(高田) 水質区分

探水地点 第2净水場 大村第1水源 深井戸水(予備水源)

		項目内容	省略可否	基本頻度	基準値		年度別	最大値	
基準	Νο	項目名	自略可占	苯个则及	卒中胆	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
追加		嫌気性芽胞菌(定量)				0	0	0	0
追加		クリプトスポリジウム				0	0	0	0
追加		ジアルジア				0	0	0	0
追加		アンモニア態窒素				<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
		水温				19. 2	19.8	19. 3	19. 2

原水

施設名 豊後高田市上水道(高田) 水質区分 原水

採水地点 第2净水場 徳久保水源 深井戸水 (予備水源)

		項目内容			11.34.41		年度別	最大値	
基準	Νο	項目名	省略可否	基本頻度	基準値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	24	34	7	5
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	10 以下	0.5	0.5	0.5	0.5
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	0.8 以下	0. 13	0.09	0.11	0.11
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	16	シスー1, 2ージクロロエチレン及びトランスー1, 2ージクロロエチレン		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下				
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下				
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下				
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下				
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下				
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下				
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月*	0.3 以下	0.05	<0.03	0.03	0.03
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	200 以下	13	13	13	13
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	13	12	12	12
基準	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		1回/3月*	300 以下	72	77	71	75
基準	40	蒸発残留物		1回/3月*	500 以下	200	200	190	210
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	43	2-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	45	フェノール類		1回/3月*	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基準	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	3 以下	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3
基準	47	pH値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7.5	7.4	7.4	7.4
基準	48	味	不可	1回/月	異常でない				
基準		臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	50	色度	不可	1回/月	5 以下	0.6	<0.5	<0.5	<0.5
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	0.2	<0.1	0.1	0.2

施設名 豊後高田市上水道(高田)

水質区分 原水

採水地点 第2净水場 徳久保水源 深井戸水 (予備水源)

		項目内容	省略可否	基本頻度	基準値		年度別	最大値	
基準	Νο	項目名	自略可占	苯个则及	卒中胆	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
追加		嫌気性芽胞菌(定量)				0	0	0	0
追加		クリプトスポリジウム				0	0	0	0
追加		ジアルジア				0	0	0	0
追加		アンモニア態窒素				<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
		水温				21.3	26. 1	22	21. 1

田染系

(浄水) 3地点 第1配水系

第2配水系

第3配水系・・・ (新規施設 令

(第3配水系は

(原水) 2地点 茂原 第1水源 深井戸水

茂原 第2水源 深井戸水

和 6 (2024)年度より検査開始予定) :過去データなし) **水質区分** 净水

採水地点 第1配水系 第1中継層前 給水栓水

		項目内容	少败司不	甘未婚座	甘油店		年度別	最大値	
基準	Νο	項目名	省略可否	基本頻度	基準値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	1	0	1	0
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物(15分滞留水法)		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	10 以下	0.2	0.1	0.2	0.1
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	0.8 以下	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	16	シスー1, 2-ジクロロエチレン及びトランスー1, 2-ジクロロエチレン		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準		ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準		鉄及びその化合物		1回/3月*	0.3 以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	200 以下	11	12	11	11
基準		マンガン及びその化合物		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準		塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	5. 9	5. 9	5. 9	5.8
基準		カルシウム、マグネシウム等(硬度)		1回/3月*	300 以下	45	45	44	44
基準	40	蒸発残留物		1回/3月*	500 以下	170	170	180	180
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準		2-メチルイソボルネオール			0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準		非イオン界面活性剤			0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準		フェノール類			0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基準		有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	3 以下	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3
基準		p H値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7. 4	7. 3	7. 4	7. 3
基準		味	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準		臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準		色度	不可	1回/月	5 以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
基準		濁度	不可	1回/月	2 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

施設名 豊後高田市上水道(田染)

水質区分 净水

採水地点 第1配水系 第1中継層前 給水栓水

		項目内容	省略可否	基本頻度	基準値		年度別	最大値	
基準	Νο	項目名	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	左	左 坪旭	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
追加		残留塩素				0.2	0.3	0.2	0.2
追加		放射性セシウム134				<=1	<=1	<=1	<=1
追加		放射性セシウム137				<=1	<=1	<=1	<=1
追加		放射性セシウム134及び137の合計				<=2	<=2	<=2	<=2
追加		残留塩素				0.15			0.1
		水温				28	27. 1	26. 4	27. 6

施設名 豊後高田市上水道(田染) 水質区分 浄水

採水地点 第2配水系 上野 三の宮公衆便所 給水栓水

		項目内容	/lamh = ==================================	tt da de de	TT 3/4-1-4-		年度別	最大値	
基準	Νο	項目名	省略可否	基本頻度	基準値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	2	0	2	2
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物(15分滞留水法)		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	10 以下	0.2	0.1	0.2	0.1
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	0.8 以下	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	16	シスー1, 2ージクロロエチレン及びトランスー1, 2ージクロロエチレン		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下	<0.06	0.06	<0.06	0.07
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下	<0.001	0.001	<0.001	<0.001
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下	<0.001	0.001	<0.001	<0.001
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
基準		亜鉛及びその化合物		1回/3月*		<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月*	0.3 以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	200 以下	11	11	11	11
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	5.8	6	6. 1	6
基準	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		1回/3月*	300 以下	45	45	43	43
基準	40	蒸発残留物		1回/3月*	500 以下	170	170	180	170
基準		陰イオン界面活性剤			0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準		ジェオスミン			0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準		2-メチルイソボルネオール			0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	44	非イオン界面活性剤			0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準		フェノール類			0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基準	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	3 以下	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3
基準		p H値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7. 5	7.4	7.5	7.4
基準	48		不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準		臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準		色度	不可	1回/月	5 以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

施設名 豊後高田市上水道(田染) 水質区分 浄水

採水地点 第2配水系 上野 三の宮公衆便所 給水栓水

		項目内容	省略可否	基本頻度	基準値		年度別	最大値	
基準	Νο	項目名	11年11日	苯平则及	卒中胆	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
追加		残留塩素				0.3	0.3	0.3	0.2
追加		放射性セシウム134				<=1	<=1	<=1	<=1
追加		放射性セシウム137				<=1	<=1	<=1	<=1
追加		放射性セシウム134及び137の合計				<=2	<=2	<=2	<=2
追加		残留塩素				0.15			
		水温				27	27.3	28. 4	29. 3

水質区分 原水

採水地点 茂原第1水源 深井戸水

		項目内容					年度別	最大値	
基準	Νο	項目名	省略可否	基本頻度	基準値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	3	0	0	0
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	10 以下	0.2	0.2	0.2	0.2
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	0.8 以下	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	16	シスー1, 2-ジクロロエチレン及びトランスー1, 2-ジクロロエチレン		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準		テトラクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下				
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下				
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下				
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下				
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下				
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下				
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月*	0.3 以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
基準		銅及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準		ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	200 以下	11	11	11	11
基準		マンガン及びその化合物		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準		塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	6	7	6. 2	6.8
基準		カルシウム、マグネシウム等(硬度)		1回/3月*	300 以下	42	46	45	44
基準		蒸発残留物		1回/3月*	500 以下	160	180	170	160
基準		陰イオン界面活性剤		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準		ジェオスミン			0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準		2-メチルイソボルネオール			0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準		非イオン界面活性剤		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準		フェノール類		1回/3月*	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基準		有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	3 以下	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3
基準		p H値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7.3	7. 1	7.1	7
基準		味	不可	1回/月	異常でない				
基準		臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準		色度	不可	1回/月	5 以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
基準	51	濁 度	不可	1回/月	2 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

施設名 豊後高田市上水道(田染)

水質区分 原水

採水地点 茂原第1水源 深井戸水

		項目内容	省略可否	基本頻度	基準値		年度別	最大値	
基準	Νο	項目名	1年14年17日	苯平则及	卒中胆	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
追加		嫌気性芽胞菌(定量)				0	0	0	0
追加		クリプトスポリジウム				0	0	0	0
追加		ジアルジア				0	0	0	0
追加		アンモニア態窒素				<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
		水温				18	16.8	17. 9	17. 2

水質区分 原水

採水地点 茂原第2水源 深井戸水

		項目内容	412-14	444 I Joseph			年度別	最大値	
基準	Νο	項目名	省略可否	基本頻度	基準値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	0	0	0	0
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出される	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	10 以下	0.1	0.1	0.2	0.2
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	0.8 以下	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準	15	1, 4-ジオキサン		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	16	シスー1, 2ージクロロエチレン及びトランスー1, 2ージクロロエチレン		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下				
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下				
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下				
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下				
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下				
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下				
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月*	0.3 以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
基準		銅及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準		ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	200 以下	11	12	11	11
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	6	6	6	6.3
基準		カルシウム、マグネシウム等 (硬度)		1回/3月*	300 以下	44	43	44	43
基準	40	蒸発残留物		1回/3月*	500 以下	170	170	170	160
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	42	ジェオスミン			0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	43	2-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	45	フェノール類		1回/3月*	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基準	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	3 以下	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3
基準		p H値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7.3	7.2	7. 1	7
基準		味	不可	1回/月	異常でない				
基準		臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準	50	色度	不可	1回/月	5 以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

施設名 豊後高田市上水道(田染)

水質区分 原水

採水地点 茂原第2水源 深井戸水

		項目内容	省略可否	基本頻度	基準値		年度別	最大値	
基準	Νο	項目名	1年14年17日	苯平则及	卒中胆	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
追加		嫌気性芽胞菌(定量)				0	0	0	0
追加		クリプトスポリジウム				0	0	0	0
追加		ジアルジア				0	0	0	0
追加		アンモニア態窒素				<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
		水温				17. 1	17. 6	17.6	17. 3

松津系

(浄水) 1地点 松津配水系

(原水) 1地点 松津水源 深井戸水

水質区分 净水

探水地点 松津公園 給水栓水

		項目内容	AND THE	廿十年床	甘源压		年度別	最大値	
基準	Νο	項目名	省略可否	基本頻度	基準値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	4	3	0	0
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物(15分滞留水法)		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	10 以下	0.2	0.2	0.3	0.2
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	0.8 以下	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	16	シスー1,2-ジクロロエチレン及びトランスー1,2-ジクロロエチレン		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準		ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準		臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下	0.005	0.005	0.009	0.008
基準		総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下	0.002	0.002	0.003	0.002
基準		トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準		ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準		ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下	0.002	0.002	0.003	0.002
基準		ホルムアルデヒド	不可		0.08 以下	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
基準		亜鉛及びその化合物		1回/3月*		<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準		アルミニウム及びその化合物		1回/3月*		<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準		鉄及びその化合物			0.3 以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
基準		銅及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準		ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	200 以下	22	24	23	23
基準		マンガン及びその化合物	<i></i>	1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準		塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	78	100	94	89
基準		カルシウム、マグネシウム等(硬度)		1回/3月*	300 以下	150	160	160	160
基準		蒸発残留物 陰イオン界面活性剤		1回/3月*	500 以下	410	420	440	470
基準基準		医イオン界面活性剤 ジェオスミン			0.2 以下 0.00001 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準		シェオスミン 2-メチルイソボルネオール	 		0.00001 以下	<0.000001 <0.000001	<0.000001 <0.000001	<0.000001 <0.000001	<0.000001 <0.000001
基準		まイオン界面活性剤	 	<u> </u>		<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準		ボイオン 作画店性剤 フェノール類			0.02 以下	<0.002	<0.002 <0.0005	<0.002	<0.002
基準		有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/3月* 1回/月	3 以下	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3
基準		p H値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7.3	7. 4	7.4	7.3
基準		味	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準		臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準		色度	不可	1回/月	5 以下	0.9	(0.5	< 0.5 ≤ 0	< 0.5 ≤ 0
基準		濁 度	不可	1回/月	2 以下	0. 9	<0.1	<0.1	<0.1
巫毕	91	倒尺	作用	1四/月	4 以下	V. 4	\U. I	\U. 1	\U. 1

水質区分 净水

採水地点 松津公園 給水栓水

		項目内容	省略可否	基本頻度	基準値		年度別	最大値	
基準	Νο	項目名	有略可否	苯平则及	左 华胆	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
追加		残留塩素				0.2	0.2	0.2	0.2
追加		放射性セシウム134				<=1	<=1	<=1	<=1
追加		放射性セシウム137				<=1	<=1	<=1	<=1
追加		放射性セシウム134及び137の合計				<=2	<=2	<=2	<=2
		水温				27. 7	26	27. 1	27. 1

水質区分 原水

採水地点 松津水源 深井戸水

		項目内容	少吸って	井土柘庄	甘淮坛		年度別	最大値	
基準	Νο	項目名	省略可否	基本頻度	基準値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	0	0	0	0
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	10 以下	0.3	0.2	0.3	0.3
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	0.8 以下	0.09	0.1	<0.08	<0.08
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
基準	15	1, 4-ジオキサン		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
基準	16	シスー1,2-ジクロロエチレン及びトランスー1,2-ジクロロエチレン		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	20	ベンゼン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下				
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下				
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下				
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下				
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下				
基準		トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下				
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下				
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下				
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	0.09	<0.05
基準		アルミニウム及びその化合物		1回/3月*		<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月*	0.3 以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
基準		銅及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05
基準		ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	200 以下	24	25	25	25
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	0.006
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	73	90	78	81
基準		カルシウム、マグネシウム等(硬度)		1回/3月*	300 以下	150	170	150	150
基準		蒸発残留物		1回/3月*	500 以下	370	430	370	390
基準		陰イオン界面活性剤			0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
基準		ジェオスミン			0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準		2-メチルイソボルネオール			0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001
基準		非イオン界面活性剤			0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
基準		フェノール類		1回/3月*	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
基準		有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	3 以下	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3
基準		p H値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7.2	7.2	7.2	7.2
基準	48		不可	1回/月	異常でない				
基準		臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない
基準		色度	不可	1回/月	5 以下	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
基準	51	濁 度	不可	1回/月	2 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1

水質区分 原水

採水地点 松津水源 深井戸水

		項目内容	省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値				
基準	Νο	項目名	自略可占	苯个则及	卒中胆	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
追加		嫌気性芽胞菌(定量)				0	0	0	0	
追加		クリプトスポリジウム				0	0	0	0	
追加		ジアルジア				0	0	0	0	
追加		アンモニア態窒素				<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	
		水温				20. 5	21	20.3	21. 2	

見目系

(浄水) 1地点 見目配水系

(原水) 1地点 見目水源 深井戸水

水質区分 净水

採水地点 貴船団地公民館 給水栓水

項目内容					H+ Mts I-la	年度別最大値				
基準	Νο	項目名	省略可否	基本頻度	基準値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	1	3	1	0	
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
基準	6	鉛及びその化合物(15分滞留水法)		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
基準	9	亜硝酸態窒素		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
基準	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	10 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	
基準	12	フッ素及びその化合物		1回/3月*	0.8 以下	<0.08	0.09	0.09	0.09	
基準	13	ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	
基準	14	四塩化炭素		1回/3月*	0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
基準	15	1,4-ジオキサン		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
基準	16	シスー1, 2-ジクロロエチレン及びトランスー1, 2-ジクロロエチレン		1回/3月*	0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	
基準	17	ジクロロメタン		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
基準	18	テトラクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
基準	19	トリクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
基準	20	ベンゼン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
基準	21	塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下	<0.06	<0.06	<0.06	<0.06	
基準	22	クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
基準	23	クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
基準	24	ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
基準	25	ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
基準	26	臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下	<0.001	<0.001	0.002	<0.001	
基準	27	総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
基準	28	トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
基準	29	ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
基準	30	ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
基準	31	ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.08 以下	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	
基準	32	亜鉛及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	
基準	33	アルミニウム及びその化合物		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	
基準	34	鉄及びその化合物		1回/3月*	0.3 以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	
基準	35	銅及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	
基準	36	ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	200 以下	15	15	15	15	
基準	37	マンガン及びその化合物		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
基準	38	塩化物イオン	不可	1回/月	200 以下	14	14	15	14	
基準	39	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)		1回/3月*	300 以下	77	81	77	76	
基準	40	蒸発残留物		1回/3月*	500 以下	200	210	210	210	
基準	41	陰イオン界面活性剤		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	
基準	42	ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	
基準	43	2-メチルイソボルネオール		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	
基準	44	非イオン界面活性剤		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
基準	45	フェノール類		1回/3月*	0.005 以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	
基準	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/月	3 以下	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	
基準	47	p H値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7.6	7.6	7.6	7. 6	
基準	48	味	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	
基準	49	臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	
基準	50	色度	不可	1回/月	5 以下	0.6	<0.5	0.5	<0.5	
基準	51	濁度	不可	1回/月	2 以下	0.1	0.1	0.1	<0.1	

施設名 豊後高田市上水道(見目)

水質区分 净水

採水地点 貴船団地公民館 給水栓水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値				
基準	Νο	項目名	11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	本个则及		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
追加		残留塩素				0.3	0.2	0.3	0. 2	
追加		放射性セシウム134				<=1	<=1	<=1	<=1	
追加		放射性セシウム137				<=1	<=1	<=1	<=1	
追加		放射性セシウム134及び137の合計				<=2	<=2	<=2	<=2	
		水温				32	29.8	30. 2	31	

施設名 豊後高田市上水道(見目)

水質区分 原水

採水地点 見目水源 深井戸水

	項目内容		少吸司不	# + 标 =	甘油は	年度別最大値				
基準	Νο	項目名	- 省略可否	基本頻度	基準値	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
基準	1	一般細菌	不可	1回/月	100 以下	0	0	0	3	
基準	2	大腸菌	不可	1回/月	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	検出されない	
基準	3	カドミウム及びその化合物		1回/3月*	0.003 以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	
基準	4	水銀及びその化合物		1回/3月*	0.0005 以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	
基準	5	セレン及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
基準	6	鉛及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
基準	7	ヒ素及びその化合物		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
基準	8	六価クロム化合物		1回/3月*	0.02 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
基準		亜硝酸態窒素		1回/3月*		<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	
基準	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	不可		0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
基準		硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		1回/3月*	10 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	
基準		フッ素及びその化合物		1回/3月*		0. 11	0.1	0.09	0.09	
基準		ホウ素及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	
基準		四塩化炭素			0.002 以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	
基準		1, 4-ジオキサン			0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
基準		シスー1, 2ーシ クロロエチレン及びトランスー1, 2ーシ クロロエチレン			0.04 以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	
基準		ジクロロメタン			0.02 以下	<0.002	<0.001	<0.002	<0.002	
基準		テトラクロロエチレン			0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
基準		トリクロロエチレン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
基準		ベンゼン		1回/3月*	0.01 以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	
基準		塩素酸	不可	1回/3月	0.6 以下	(0.001	(0.001	(0.001	(0.001	
基準		クロロ酢酸	不可	1回/3月	0.02 以下					
基準		クロロホルム	不可	1回/3月	0.06 以下					
基準		ジクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下					
基準		ジブロモクロロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下					
基準		臭素酸	不可	1回/3月	0.01 以下					
基準		総トリハロメタン	不可	1回/3月	0.1 以下					
基準		トリクロロ酢酸	不可	1回/3月	0.03 以下					
基準		ブロモジクロロメタン	不可	1回/3月	0.03 以下					
基準		ブロモホルム	不可	1回/3月	0.09 以下					
基準		ホルムアルデヒド	不可	1回/3月	0.09 以下					
基準		亜鉛及びその化合物	7[17]	1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	
基準		アルミニウム及びその化合物		1回/3月*		<0.02	<0.03	<0.03	<0.03	
基準		鉄及びその化合物		1回/3月*		0.04	0.05	0. 28	0.04	
基準		銅及びその化合物		1回/3月*	1.0 以下	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	
基準		動及いての12日初 ナトリウム及びその化合物		1回/3月*	200 以下	15	15	15	15	
基準		マンガン及びその化合物		1回/3月*	0.05 以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	
基準		塩化物イオン	不可	1回/3月*	200 以下	14	13	13	14	
基準		カルシウム、マグネシウム等(硬度)	. [1 · P]	1回/3月*	300 以下	74	75	74	73	
基準		蒸発残留物		1回/3月*	500 以下	200	210	200	200	
基準		※光スな田初 陰イオン界面活性剤		1回/3月*	0.2 以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	
基準		医イオン 介面 估任 用 ジェオスミン		発生時毎月	0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	
基準		2-メチルイソボルネオール			0.00001 以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001	<0.000001	
基準		非イオン界面活性剤			0.00001 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
基準		チャイタン外面位性剤 フェノール類		1回/3月*	0.005 以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	
基準		有機物(全有機炭素(TOC)の量)	不可	1回/3月*	3 以下	<0.3	<0.3	<0.3	<0.3	
基準		p H値	不可	1回/月	5.8以上 8.6以下	7. 4	7. 4	7.3	7. 7	
基準		以	不可	1回/月	異常でない	1.1	1.4	1.0	1.1	
基準		臭気	不可	1回/月	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	異常でない	
基準		色度	不可	1回/月	5 以下	英市 (ない く0.5	共市 (ない	2.6	共市 (ない)	
基準		酒 度	不可	1回/月	2 以下	0. 1				
卒毕	16	倒尺	不明	1凹/月	4 以 [V. 1	0.3	0.7	0.4	

施設名 豊後高田市上水道(見目)

水質区分 原水

採水地点 見目水源 深井戸水

項目内容			省略可否	基本頻度	基準値	年度別最大値				
基準	Νο	項目名	有略可否	本个则及	卒中胆	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
追加		嫌気性芽胞菌(定量)				0	0	0	0	
追加		クリプトスポリジウム				0	0	0	0	
追加		ジアルジア				0	0	0	0	
追加		アンモニア態窒素				<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	
		水温				20. 7	20.6	21.3	20. 5	